

議案第 5 8 号

向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
制定について

向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定
する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 2 9 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与及び費用弁償の種類)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、次の各号のとおりとする。

- (1) 給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「1号職員」という。）にあつては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。）
- (2) 通勤手当（1号職員にあつては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）
- (3) 地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当（1号職員にあつては、これらに相当する報酬をいう。以下同じ。）
- (4) 期末手当
- (5) 旅費（1号職員にあつては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）

(給料)

第3条 会計年度任用職員の給料月額は、次の表の左欄に掲げる職務の級及び同表の中欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の級	号給	給料月額
1級	1号給から 93号給まで	中欄に掲げる各号給の数と向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。）別表第1（以下「給料表」という。）におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
2級	1号給から 125号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額
3級	1号給から 113号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の3級の欄に掲げる給料月額と同額

2 会計年度任用職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表のとおりとする。

3 任命権者は、会計年度任用職員の職務を別に定める基準に従い、第1項の表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同表によりその者の号給を決定しなければならない。

4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。

- 5 第1項の規定にかかわらず、1号職員の給料月額は、前各項の規定によりその者に適用される給料月額に、その者の1週当たりの正規の勤務時間数として別に定める時間数を法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「2号職員」という。）の1週当たりの正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職員の給料の支給については、昇給及び昇格の基準に関する事項を除き、1号職員にあっては給与条例の適用を受ける法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の、2号職員にあっては給与条例の適用を受ける職員（法第28条の4第1項及び再任用短時間勤務職員に規定する職員を除く。）（以下「常勤職員」という。）の例による。
- 7 1号職員のうち、報酬を月額以外の方法で支給する者については、その者の勤務日数又は勤務時間数に応じて報酬の額を決定し、別に定める期日に支給する。
- 8 給与条例第1条の2及び第2条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（通勤手当）

第4条 会計年度任用職員（別に定める者を除く。）の通勤手当は、常勤職員の例により支給することができる。

（地域手当）

第5条 会計年度任用職員の地域手当は、常勤職員の例により支給することができる。

（特殊勤務手当）

第6条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例により支給することができる。

(給与の減額)

第7条 会計年度任用職員が、別に定める正規の勤務時間について勤務しないときは、勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第13号）に規定するとき又は勤務しないことにつき任命権者の承認があったときは、この限りでない。

第8条 前条の規定により難い場合の給与の減額については、同条の規定にかかわらず、別に定める。

(時間外勤務手当)

第9条 会計年度任用職員の時間外勤務手当は、1号職員にあっては再任用短時間勤務職員の、2号職員にあっては常勤職員の例により支給することができる。

(休日勤務手当)

第10条 会計年度任用職員の休日勤務手当は、常勤職員の例により支給することができる。

(夜間勤務手当)

第11条 会計年度任用職員の夜間勤務手当は、常勤職員の例により支給することができる。

(宿日直手当)

第12条 会計年度任用職員の宿日直手当は、常勤職員の例により支給することができる。

(期末手当)

第13条 会計年度任用職員（別に定める者を除く。）の期末手当は、常勤職員の例により支給することができる。この場合において、期末手当基礎額については給与条例第15条の4第5項に掲げる職員以外の者の例による。

2 給与条例第15条の4第6項に規定する在職期間の算定については別に定める。

（勤務1時間当たりの給与額）

第14条 第7条の規定による給与の減額又は第9条から第11条までに規定する手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、1号職員にあっては再任用短時間勤務職員の、2号職員にあっては常勤職員の例による。

（休職者の給与）

第15条 第3条、第5条及び第13条の規定にかかわらず、休職中の職員に対しては、給与を支給しない。

（旅費）

第16条 会計年度任用職員の旅費は、向日市旅費条例（昭和26年条例第33号）の適用を受ける職員の例により支給する。

（委任）

第17条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長又は任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表

級 別 基 準 職 務 表

職務の級	基準となる職務
------	---------

1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識、技術、経験等を要する職務
3 級	相当高度の知識、技術、経験等を要する職務